

# 八島ヶ原湿原の今後の管理のあり方を求めて

諏訪・庶務課 管理係 遠山 鎮彰  
下諏訪担当区事務所 白鳥 敏男

## 要　　旨

天然記念物に指定され、風景林として一般に開放してきている八島ヶ原湿原は、ビーナスライン開設以来、年間約150万人の入込者を見る観光地になり、その管理に顕在化してきたいくつかの問題点を、最近の国有林を取巻く動きなどをふまえながら、検討を重ね、よりよい管理のあり方を求めたものである。

## は　じ　め　に

昭和45年に、ビーナスラインの和田峠までの開通に伴って、それまで「故郷の象徴」として周辺市町村の誇りであった天然記念物八島ヶ原湿原が、霧ヶ峰における観光コースの一つへと変ぼうし、以来毎年多数の人々が訪れている。国有林はその約半分(26.98ヘクタール)を管轄しているが、これら入込者の受け入れ体制を整えるべく、昭和48年に風景林に指定以来、当署ではとくに貴重な自然の保全管理に努めている。また、地元下諏訪町では「町の貴重な財産」と受けとめ、町費から管理協力のための費用を支出している。しかし近年に至って、当湿原をめぐり幾つかの問題点が顕在化しつつある。(1)国有林の財政的管理能力の限界。(2)国有林内にビーナスライン無償貸付区域設定の問題。(3)帰化植物であるヒメジョオンが侵入し、自然植生が阻害される。(4)レク森利用者から管理協力金を徴収したいとの動きがある。(5)諏訪郡市全体の規模で、霧ヶ峰の自然を考える動きが起っており、国有林サイドもこうした動向に対応すべく管理の考え方を整理しておく必要があると考えられる。以上5点である。そこでまず学術的価値の高い高層湿原である八島ヶ原湿原について考究した上で、ビーナスライン建設当時の経過、ヒメジョオン繁茂の対応、そして管理の実態と仕組、問題点、更に今後の動向とその考え方をまとめ、八島ヶ原湿原の管理保護の方策をさぐるべく検討した。

## I 八島ヶ原湿原の位置付け

### 1. 八島ヶ原湿原のあらまし

我が国のはゞ中央に位置する雄大な火山台地である霧ヶ峰の北西に八島ヶ原湿原がある。標高1620m~1640m、東西800m、南北1kmのはゞ二等辺三角形を成す地域で、約45ヘクタールの面積を有し、その内西側半分が国有林である。

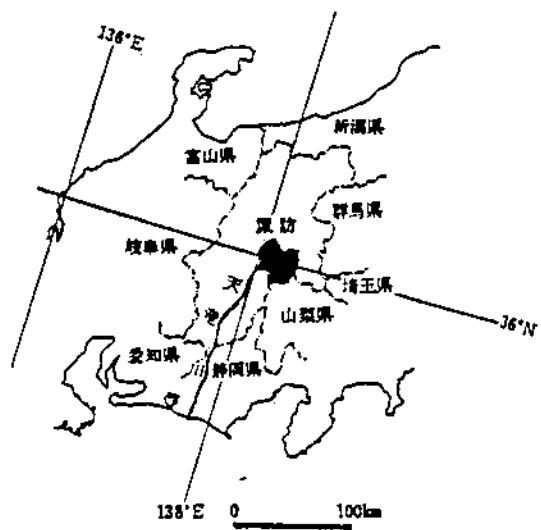


図 1-1 歌訪の位置

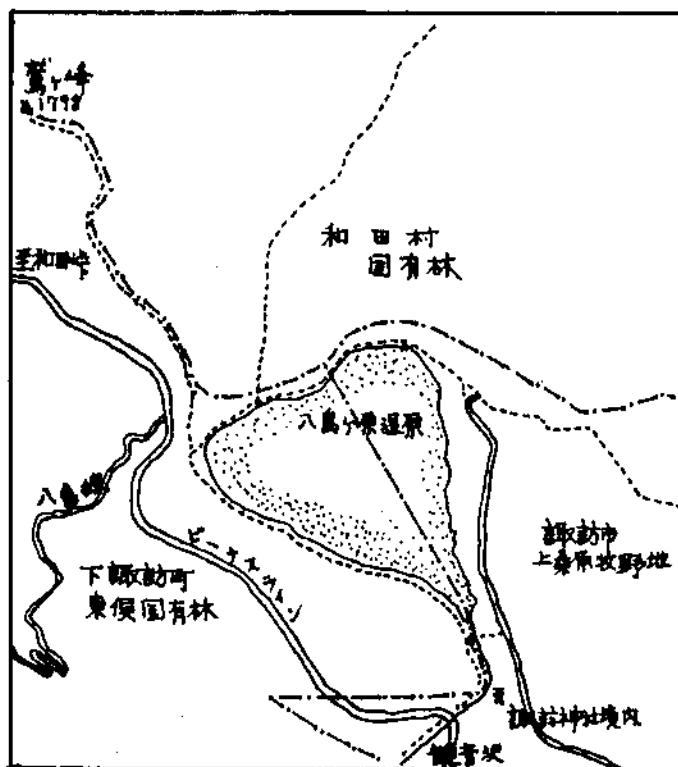


図 1-2 八島ヶ原湿原

湿原には東西に二つの凸レンズ形の泥炭の小山ができており、層の厚さは表一のとおりである。

表一 高層湿原一覧表

湿原の名称	層の厚	標高	緯度
霧ヶ峯 八島ヶ原	790~810 cm		35°48'
・ 踊場	250	1620 m ~1640	36°10'
・ 車山	50~150		
尾瀬	475		
世界の通例	薄い	300~400 m	36°附近

この湿原には、ワレモコウが生育していることで、外国の一部の学者等には「高層湿原ではない」とする意見もあるが、南限に位置し、層の厚さは他に例がないことから、我が国で学術的価値の高い代表的な湿原となっている。また、この湿原は、裏日本型と表日本型の両方の気候の影響を受けて植物層が豊富であり表一のとおり、頭にキリガミネの名がついた植物をはじめとして、306種類を数えている。更にミズゴケ類も20種が生育し、植物生態学上、特に適応性を研究する上で貴重な資料地域となっている。

表二 特稀産の植物

・キリガミネアキノキリンソウ
・キリガミネアサヒラン
・キリガミネスケ
・キリガミネヒオウキアヤメ
・ヒメミズゴケ
・ホソバミズゴケ
・チャミズゴケ
・イボミズゴケ
・アオモリミズゴケ

## 2. 濡原保護の経緯

地元下諏訪町、諏訪市では、この湿原周域の保護意識は強く、昭和9年長野県指定の天然記念物に

するなどその経緯は表一3のとおりであり、当署もこれらを受けて全力をあげ保護に当たっている。

表一3 濡原保護管理の経緯

指定年月日	名 称 等	法令等	摘要
昭9	長野県天然記念物		
・14	天然記念物八島ケ原湿原植物群落	文部省告示	26.98 HA
・35.6.10	霧ヶ峰湿原植物群落	文化財保護法	23.57
・39.6.1	八ヶ岳中信高原国定公園(特保)	自然公園法	
・48.4.1	レフ森、七島八島風景林	当局措置	94.53
・48.4.1	霧ヶ峰風致保護林	,	風景林の園園 60.56
・53.4.1	萬ヶ峰	"	" 45.17
・58.4.1	保健保安林見込地	森林法	

七島八島風景林の現況は表一4のとおりである。

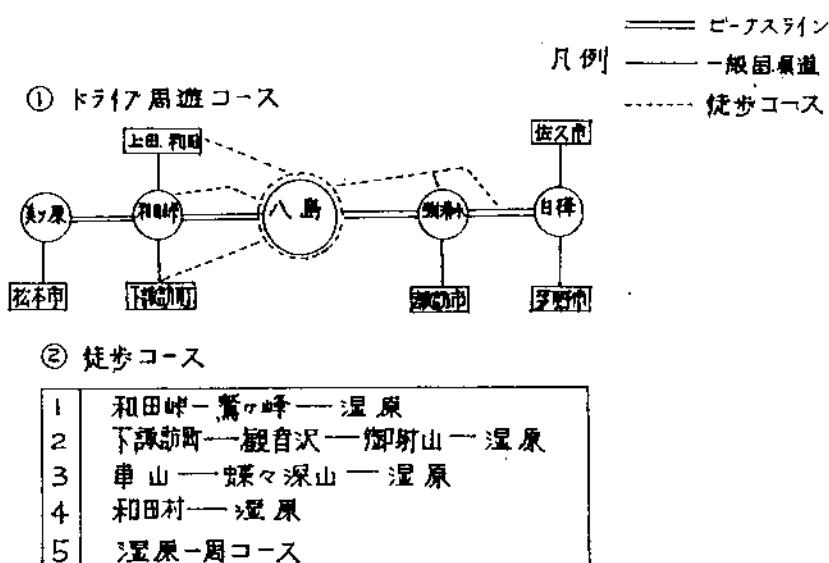
表一4 風景林内の利用施設等

種 目	施設者	数 量	面 積	有無備考	摘要
宿泊施設	八島山荘	私人	1棟	1.333 <sup>HA</sup>	有
	萬ヶ峰ヒュッテ	・	1	6.22	・
	高原荘	・	1	1.662	・
	御村山ヒュッテ	・	1	1.395	・
休憩施設	下諏訪町	1	4.33	無	
園 地	・	1	3.686	・	
歩 道	・	7.528 <sup>m</sup>	7.528	・	信濃路
野営場炊飯施設	・	1	157	・	
車道	ビーナスライン	県企画局	5379	117.380	・
駐 車 場	・	1	9.610	・	公衆便所付

### 3. 米訪者の動向

八島ケ原湿原周辺への入込者数は、有料道路の通行者数等から年間150万～180万人と推定されている。この大部分はビーナスラインを利用した蓼科一白樺湖一霧ヶ峰一八島一美ヶ原とつながった高原ルートの日帰りドライブ周遊者であり、八島はその途中の休憩を兼ねた立寄りが殆んどである。表一5のように徒步コースもあるので、学校等の集団ハイキングに利用されている。自然探勝や登山者は極く少数である。入込み時期は4月下旬～11月下旬となり、冬期間は僅かな数になる。

表-5 八島ヶ原湿原へのルート



#### 4. 一般来訪者のとらえ方

来訪者の声を聞くと表-6のとおりである。学術的価値を理解する人は、一部の専門家と管理する側の者だけと考えられる。

表-6 一般来訪者の声

1. 湿原と周囲の景色がよい	1. 何が記念物なの…
2. 遠く北ア等の展望がよい	2. これだけなの…
3. 空気と涼風がすてき	3. 尾瀬のように木道を
4. 花がきれい	4. 手近に湿原をみたい
(ニッコウキスゲ レナツツジ)	5. 昼食や休憩の場所がない

## 5. 地元の人達のとらえ方

(1) 下諏訪町

諏訪大社下社の御柱を伐り出す山、町の生活に欠かせない飲料水を提供してくれる山、その源にある八島ヶ原湿原は、日本一の高層湿原で、町の宝であり故郷の象徴でもある。毎年雪融けを待つて行われる八島高原開山祭は、家族ぐるみ、町をあげての行事であり、正に町民全体の憩の場と化す。町長が主宰する「八島を美しくする会」が設けられており、清掃やヒメジョオン抜き取りを行うなど、この湿原保全への意気込みは強く、多少の町費をかけても町民の手で守り、後世に引継がなくてはならないとの認識に立っている。町の当湿原に対する認識は教育にも波及している。

## (2) 諏訪市

諏訪市の地籍には八島ヶ原湿原のほか、車山、踊場の湿原があり、何れも天然記念物に指定されている。この二つは霧ヶ峰高原のはば中心地といえる強清水周辺に位置している。強清水は、霧ヶ峰開発の発祥地であり、現在は道路網が整備され旅館、レストラン、スキー場、グライダー練習場等の諸施設が多くある。長野県でも自然保護センターを設け、国定公園管理の中心としている。したがって同市でも天然記念物や、それを囲む国定公園の管理に学生アルバイトを配置する等の努力をしているところである。しかし、同地籍は財産区、牧野組合等の土地所有が多く、現在でも湿原を除いた草原は、牧草や採草地に開拓され使用されている。又、八島ヶ原湿原は、同地籍から最も遠い下諏訪町との境にあり、管理は手薄になりがちとなり、下諏訪町のような統一的な管理は、困難なように見受けられる。

## II ピーナスラインと八島ヶ原湿原

通称ピーナスラインは、茅野市街地から白樺湖を経由して美ヶ原高原に至る全長75.2kmの有料道路である。当署の国有林内は5.4kmとなっている。この道路は増大する観光需要に対し、美ヶ原、霧ヶ峰、蓼科、八ヶ岳の各高原を中心に、白樺湖、蓼科、諏訪等の温泉を結ぶ面的広がりと地域開発を目的に、県企業局が昭和36年着工以来、20年の歳月をかけて建設したものである。建設当時の記録を見るに、ルート決定に当たり車山、八島ヶ原湿原、旧御射山遺跡の保護等をめぐり、県文化財審議委員会、文部省等関係機関との協議、反対運動を起した地元文化団体、自然保護団体等との意見衝突、調整があって多くの時間が費やされている。道路は本来無料通行が原則であるが、ピーナスラインは道路整備特別措置法が適用となっていて、地方公共団体が資金を借り入れ道路建設を行い、有料道路を利用することによって生ずる便益金の範囲内において、利用者から料金を徴収し、借入金の償還、維持管理費をまかない、償還後は無料開放することにされている。これによれば建設の早い茅野市～白樺湖の蓼科有料道路が61年4月、八島ヶ原湿原付近は昭和66年7月に、更に美ヶ原までは昭和77年7月無料開放の予定となっている。

## III ヒメジョオン繁茂の対応について

### 1. ヒメジョオンとは

ヒメジョオン（霧ヶ峰ではヘラバヒメジョオン）は、北アメリカ原産の明治初年頃に渡来した帰化植物で、繁殖力の強い1～2年生の雑草である。弱酸性土壤の日当りの良い乾いた空地を好み、有料道路沿いや踏み荒された空地は好適地となっている。生活史は、発芽→ロゼット→抽薹→開花（結実）である。

### 2. ヒメジョオンの抜き取りについて

ヒメジョオンは、標高1600m～1900mの亜高山帯の八島ヶ原湿原周辺全域に繁茂しており、その分布は拡大している。このことは信州大学が1974年～1983年に行った調査で明らかになっている。繁殖力の強いヒメジョオンをそのままにしておくと、学術的にも価値の高い自然植生が被圧され、衰退するとの意見は圧倒的に多い。一方、一部の学者等は「一定の時期が来れば自然消滅する。かえって人が入ったために、ヒメジョオンの発芽条件を作る裸地化が恐ろしい」という意見もある。しかし、この湿原周辺では、ヒメジョオン一色のところもあり、自然の成り行きに任せられないという危惧感が強い。60年8月、国際植生学会の海外の学者が、この湿原を調査した際「この草原地帯は植物の種類も

多く非常に貴重だが、かん木が各地に出ており、繁殖力の強い侵入植物も多い。このまま放っておけば自然林に移っていく」と語っている。地元下諏訪町では前述のように「<sup>お</sup>己らが町の貴重な財産」と受けとめ自然植物保護に強い意欲を見せており、ビーナスライン建設当時、開設反対の旗を掲げ、当初予定のルートを現ルートに変更させた「八島を守る会」は、ビーナスライン開設後も八島高原を注視しており、ヒメジョオンの侵入が目立ち始めた昭和47年頃より、活動の一環として抜き取りを行っている。以来この会の抜き取り活動が町民に浸透し、昭和49年に結成された「八島高原を美しくする会」が中心となって活動している。本格的な抜き取り活動が始まった昭和56年頃から当署も参画している。町側も町長、町議会議長が率先して意欲的な活動をしている。更に昭和59年には、同町教育委員会でも検討され「故郷の自然を守る」ことに「実践で学ぶ」方針を掲げ、校外教育の一環として、社中学校の生徒全員（250名）が、町の行事に合わせ八島高原一帯のゴミ拾いとヒメジョオンの抜き取りを行っている。抜き取りしたヒメジョオンは、町が湖岸空地まで運搬し、乾燥させたうえ焼却処理を行っている。抜き取りの今日までの効果は、数学的には表わせないが、毎年参加している関係者の話、放置箇所との比較などによって、当署としても抜き取り効果はあると判断している。しかし、正確なデータがないので、今後の取組みの資料とするため、60年に試験区を設置（2m×4m）した。今日までは、八島ヶ原湿原の下諏訪町側だけが実施しているが、ヒメジョオンの種子は数100m飛ぶと言われ、このことを考えれば隣接する諏訪市との連携が今後の課題となる。

#### IV 管理の実態と仕組、問題点

##### 1. 管理の実態

諏訪當林署は、諏訪森林レクリエーション地区管理経営方針書に基づいて当湿原を管理している。この方針書の管理経営の基本方針には、特に「當林署長は地元下諏訪町及び施設設置者と協力し、保護巡視を強化し、高山植物及び湿原植物等の保護及び環境汚染の防止等について積極的に対処する。」と、貴重な自然の保護の指示がなされている。実際の管理も、下諏訪町とビーナスラインを含む施設設置者の協力の基に行われて来ている。協力内訳を次に掲げる。

- (1) 下諏訪町 補助金を八島高原を美しくする会へ支出（60年度110万円）
- (2) 長野県 長野県観光地を美しくする会が、補助金を八島高原を美しくする会へ支出（60年度45万円）
- (3) 下諏訪町 湿原内（天然記念物）の巡視員等維持管理費に係る諸経費を教育委員会が担当して予算化（60年度90万円）
- (4) 長野県 道路管理費として、下諏訪町の一般会計へ支出。町はこれを全額(1)の一部に充当（60年度31万7千円）

八島高原を美しくする会は、下諏訪町、国、県の機関、山小屋組合、観光協会等地元関係者によって結成されている。環境美化、浄化に重点を置いた管理に努めており、湿原の管理は、この会の活動によるところが大きい。会長は下諏訪町長、副会長は町議会議長と町観光協会長である。活動内容の例として、昭和59年度の予算内訳と活動実績を表-7、表-8に掲げる。

表-7 昭59年 八島高原を美しくする会決算書

収入の部			支出の部		
1.補助金	1,100,000	町から	総務費	70,525	会議、消耗
2.、	450,000	県観美いむ会	清掃活動費	1,224,910	賃金、用具
緑越金	340,000	前年度	美化啓発費	110,000	看板
雑収入	10,000	利息ほか	施設管理費	105,187	光熱水、修繕
<b>合計</b>	<b>1,900,000</b>		<b>合計</b>	<b>1,509,802</b>	

表-8 昭59年 八島高原を美しくする会事業報告

常用人による清掃	5/1～10/31	延 135人	可燃物 1,300kg
臨時、	7/1～9/30	、 37	不燃物 850kg
清掃車ゴミ処理	5/1～11/30	13回	
公衆便所清掃	5/1～11/30	常時	山小屋に委託
水源地木質検査	7/17	2回折り回	適合
一斉清掃(ビニルオラン取り)	6/3～11/28	6回 延 259人	可燃物 100kg 不燃物 50kg ビニルオラン大袋 400袋
美化啓蒙活動	5/1～11/30	、 7人	看板補修、ゴミ袋配布
歩道整備	4/23～4/26	、 48人	古木木壇設 300m外

資料から判るように主体は下諏訪町であり、国有林の財政的管理能力に限界があることから、湿原の管理は下諏訪町主導の下に行われ、国有林は助言的役割を果しているのが実態である。ビーナスラインの周遊コースの中で、下諏訪町に位置するのは、当湿原と鷲ヶ峰であるが、ウェイトは圧倒的に湿原が大きい。しかし湿原周辺に於いては、ビーナスライン沿線の他市町村と異なり、観光収入が見込める施設は少く、わずかに山小屋が数軒見られる程度である。つまり、下諏訪町は町政の一環として専ら当湿原の管理体制を作り、実際に管理経費の過半を支出している。町の姿勢は「多少の町費をかけても、この宝を守り、後世に引継ぐ」認識に基づくものであろう。長野県からは、二つの予算がこの会に繰り入れられている。道路管理費は、地区内公衆便所のし尿汲み取りに限定され、使用されている。ビーナスライン利用の自動車通行による湿原管理の経費を負担していると見ることができる。し尿汲み取りに限定しているのは、単に駐車場を利用しただけの休憩に伴う経費が、ビーナスラインで負担すべきとの判断によるものと思われる。

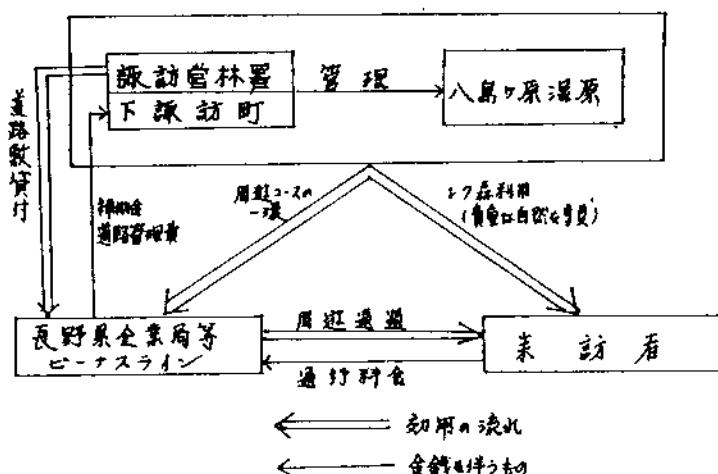
## 2. 管理についての考え方

1. 述べた美しくする会が主体となる湿原の管理は、①来訪者への対処 ②湿原保護の対処の二つに分けることができる。また、一般に自動車道路が建設されれば、周辺の自然環境には、(1)建設に伴う直接の変化、(2)自動車交通による変化 (3)利用者による影響が発生するとされている。これらを関連させ実際の管理内容をあてはめ、更に湿原の位置別区分を加えると、概ね表-9になる。

表一 9 八島ヶ原湿原管理表

	来訪者への対処	湿原保護への対処	備考
位置関係	展望台等(駐車場含む)	湿原内	
環境の変化 A	・法面、排水溝整備	・道路オーブンスペースと C なり、それまでの生態系が 変化するおそれがある	局所的な問題である
自動車交通に よる植生等への 影響	——	・帰化種の侵入 D ・排気ガスによる植生への 影響	ビーナスライン跡去り 実行している
利用者による 影響 E	・ゴミ処理 B・案内標設置 ・排水処理	・注意看板 E ・歩道整備 ・樹木作成	毎年常に管理して 行く必要がある

したがって表一 9 の A~E が①と②の位置別、原因別の管理事項となる。次に 1. で述べた国有林、下諭訪町、来訪者及び県企業局四者の当事者関係は、図一 2 のとおりである。



図一 2 八島ヶ原湿原当事者関係図

これらによって、原因者、受益者、管理担当者の相互関係が示されることになる。

表一 9 の、道路のオープンスペースによる生態系変化と排気ガスの影響については、抜本的な対策は困難であるが、ビーナスライン建設時に当湿原から距離を隔てルート設定したことで予め対処したと見ることができる。図一 2 を見て気付くのは、「来訪者」と「湿原」のお金と効用の流れが一方的であることと、国有林が県企業局へビーナスライン敷地（駐車場含む）を無償貸付していることである。

## V 今後の動向とその考え方

### 1. 国有林をめぐる最近の動き

昭和43年発足の森林レクリエーション事業であるが、昭和60年度に61年度予算案の中で「レクの森整備モデル事業」の構想が出された。この事業は「今後の森林レクリエーション資源の良好な保全及び利用を図り、国民の保健休養の用に積極的に供するとともに、併せて地元振興に寄与するため、利用度の高いレクリエーションの森について、利用者の参加による森林づくりを展開するものであり、利用者協力に関する世論醸成と今後のレクリエーションの森の整備保全及び利用の指針を得ること」を目的としている。同じく60年には水源税の取組みもなされ、森林の維持、管理に対する受益者負担の考え方が二つ揃い実現を目指したことになる。水源税については引き続き検討ということになったが、レクの森整備モデル事業は、61年度から3ヶ年間実施されるようになったようである。二つの概要を並べて見ると、表-10のとおり各自の特徴が見較べられる。

表 10 レク森整備モデル事業と水源税の概要

考え方	レク森整備モデル事業	水 源 稅
	受益者、原因者負担	受益者負担
対 象	利用度の高い レクリエーションの森	河川からの取水 水の使用量
徴収額 (根拠)	200円/1人1回 (管理経費からの逆算と 社会常識的な範囲)	1円/ $m^3$ (必要事業量から逆算)
目 的	・保健休養機能の高度發揮 ・地元振興の寄与	森林の水源涵養機能の確保
使 途	森林、利用施設の整備 環境の美化	治山、造林

レクの森整備モデル事業の特徴は、次の3点であろう。

- (1) 単に受益者負担の考えだけでなく、原因者負担を含めていること。
- (2) 利用度の高いレクリエーションの森としていること。
- (3) 使い途を森林、利用施設の整備、環境美化としていること。

(1)と(3)は互いに結びつく。(2)の限定の意味は、これまでの八島ヶ原湿原を例にとると、(1)との関係でもっと考えを進める事ができる。つまり利用度の高いレク森は、当然利用施設が一体となっているので、IVの1の(4)のように、長野県がビーナスラインに係る経費を負担していたように、来訪者にだけ負担を求めるのは、原因者の範囲として全部が含まれない場合もあり得るわけである。

### 2. 八島ヶ原湿原についてはどうか

新事業をこの湿原に導入しようと考えるとき、地元下諏訪町の意向と料金徴収の意味について検討しなければならない。下諏訪町にとって見れば、「この宝を守り後世に引継ぐ」意識が強いので、趣旨について理解しても、自由に親しんでいた自然が、町民も含め足止めされ、心情的に割り切れない、

よそよそしいイメージを持った湿原になってしまふのではないか。町は特段の観光収入を得ているわけではないので、料金徴収による来訪者減少の懸念はないとしても「町のもの」という意識を「貴重な自然」だけに変えてしまいかねない。社会教育の実践の場にもしている町民をあげた保護意識が、単なる金銭感覚を通じてだけのものになってしまふ不安を抱かれるのではないか。料金徴収については、受益者の協力による町費の負担軽減、利用施設の充実を図ることができるほか、来訪者本人の意思を確認させる効果がある。学術的価値に関心がなく、湿原内にゴミを散らかす人達も現在は入林を拒否できないが、関心の強さによって取捨できることになる。逆に料金は極めて一般常識的範囲内であるので、学術的関心の高い人や、教育的目的利用者にとっては支障にならないと思われる。このことは、近い将来ビーナスラインが無料化され、現在より多勢の人々を迎えるときに、一つの管理手段になり得ると思料される。

以上のことから、管理協力金徴収は、下諏訪町とよく意見交換して実施如何を決めるということになるであろう。徴収業務を町に委託するなどの方法をとれば、町民の抵抗感は軽減するかとも考えられる。次に実際の問題として「どこから」徴収するかが挙げられる。これには、先きの管理表や関係図及びビーナスライン沿線として、当湿原は霧ヶ峰一和田峰に位置し通過地点、休憩地点であることに留意しなくてはならない。関係図と管理表を組み合わせると、(1)来訪者が貴重な自然を享受する見返りとしての受益者負担(位置関係は湿原内)、(2)国有林貸付による道路敷利用の貸付料の二つが、このモデル事業の趣旨である受益者、原因者負担に適合すると考えられるが、(2)は別に県からの補助金、また、貸付料はもし徴収するとしても現行の予算制度のもとでは、当湿原の管理支出に充てることは無理で、ここでは別個に検討すべき問題として、新事業の対象は(1)即ち湿原内に絞ることが妥当かと思われる。表9の管理表D、Eの受益者、原因者負担による管理協力については、町民意識、管理費支出の推移及びビーナスライン無料化等をふまえて導入の可否を検討していくべきではないかろうか。

### 3. 「霧ヶ峰の自然を考える」会議の開催

昭和60年になって、国、県、地元市町村、地権者等の関係者が集まり、シンポジウムが催され、当署も出席した。目的は次のとおりである。「霧ヶ峰高原の自然を語るとき、草原を抜きに考えることはできない。近年、草原は自然の推移に伴い、次第に樹木が侵入しつつあり、自然保護関係者から問題提起されてきた。霧ヶ峰高原を自然の推移にまかせて、現にあるがままの姿で残すのか、あるいは人為的に手を加えて高原を管理してゆくことが自然の保護であるかについて動植物景観への影響を踏まえて討議し、自然保護と公園利用の調整を図ることを目的とする。」この趣旨に基づき、第一回目の会議が開かれたわけであるが、霧ヶ峰について一つの目的の下に関係者が揃って同じ席についたことは、意見あるいは懸念を有している人が多い点で、大変意義の深いことである。また、霧ヶ峰の現状及び将来に、席上特に森林化についての意見は多く出て、「ある程度人為的に手を加えることは必要」とする声も聞かれた。今後自然保護と公園利用の調整点で、当湿原にも目が向けられるものと予想されるが、当署は保護に力点を置いて「学術的に貴重なものまで無理して開放する必要はないのではないか。どこまで開放し楽しんでもらうか、しっかり一線を画すべきだ」と発言した。八島ヶ原湿原については、諏訪市側とも保護の面でできれば連携のとれた管理をして行きたいと考えているので、今後この会の機会をとらえて議論を進めたい。

## VI 考 察

### 1. 管理のあり方について

多勢の来訪者のある八島ヶ原湿原は、「町の宝、町の自然、それを町民の手で守り、多勢の人々に接してもらう」との町の支援に支えられ管理してきている。しかし近い将来ビーナスラインが無料開放され、来訪者は更に急増することが考えられる。その時点で、下諏訪町では精神やボランティアは持続できても、財政的問題が生ずるのではないか。したがって町の精神を活しながら、来訪者ははじめ関係当事者が、原因は原因者で、受益者はその返しを、の基本的な考え方を定着するようコミュニケーションを深めることが必要である。そして将来的には、モデル事業方式を導入して管理をするのが、ベターではないかと考える。

### 2. ビーナスラインの無償貸付について

地域開発を目的として土地は地元が提供し、工事は県企業局が施行し、費用は利用者の通行料金で償還し、償還後は一般県道として無料開放となる。この道路は営利目的でないことから今まで無償貸付で扱って来たが、最近出された道路建設の用地費は、利用者の負担として当然通行料金に含まれるとの見解や、当湿原の管理の大きな原因となっていることから早期に有償に切替えるべきと考えられる。更に当署の国有林内を通過するこの道路は、昭和66年7月無料開放の予定になっており、その時点ではまた無償貸付も想定されるが、八島ヶ原湿原のように特異な管理を必要とする場合、その原因者であれば何らかの形で負担して戴くべきものと考えられる。同時に現在の駐車場は返地してもらい、モデル事業方式を導入して管理の基地とするのも一方法ではないか。今からその布石となるよう関係者の論議が始まるよう期待するものである。

### 3. ヒメジョオンの抜き取りについて

地元下諏訪町の教育効果を含めた強い熱意もあり、抜き取り効果をデータ的に確認しながら、人手を加えなくとも良いと判断されるまで続けて参りたい。

### 4. 霧ヶ峰を考える動きについて

先きに記述したとおり、無制限の開放には一線を画し、人手を加えながら今の自然を維持して行きたいと考えており、今後も議論を深めながら対処していきたい。

## おわりに

水源税で示された森林の公益的機能に対する受益者負担の考え、これは良好な森林状態の維持を狙いとするものであるが、国有林野には、更に八島ヶ原湿原のような特異なあるいは貴重な自然が存在しており、単に維持よりは管理による保護が必要である。しかもその自然の特異性に配慮した取扱いをしなければならない。勿論地元関係者の意見も踏まえて考えて行く必要がある。そういった意味では、この湿原に限らず該当箇所では、もっともっと事例研究がされるべきだと思われる。この八島ヶ原湿原で得られた幾つかの方針は、これから管理の基礎にしたいと考える。この方法が他の地区にも相通するものがあると思う次第である。

最後に、この研究成果を取りまとめるに当り、当署庶務課長、柴田 一氏には数々の助言と御指導を戴いた。厚く御礼申し上げる。